

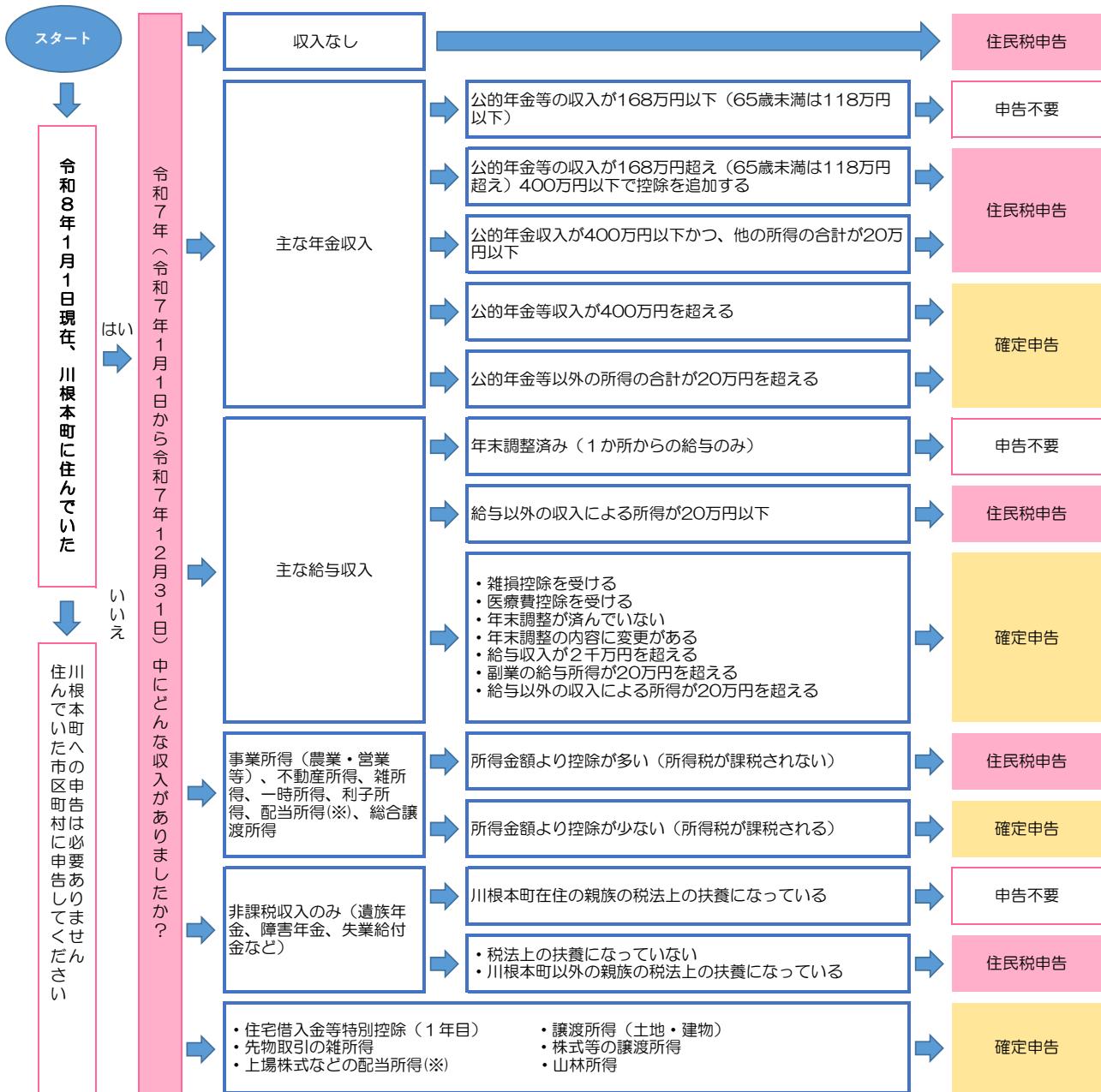
■確定申告・住民税申告が必要か確認してみましょう■

この申告は、令和8年度の町・県民税（個人住民税）を算定するための基礎資料となります。

また、町・県民税の申告は、所得証明書を発行する場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請等の各種手続きに必要となりますので、下記のフローチャートを参考に必要な手続きをしてください。

※納め過ぎた所得税の還付を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。

※下記のフローチャートはあくまでも一般的な例です。確定申告が不要な場合もあります。



(※)令和5年分の申告から配当所得は、所得税で申告した場合は住民税でも申告することになりました。

■ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人はご注意ください!■

確定申告書や町県民税申告書の提出をする場合は、ワンストップ特例制度は適用されません。
改めて寄附金控除を受けるための申告をする必要がありますので、ご注意ください。

※申告には寄附金の受領書等が必要になります。

※詳細は町ホームページで確認、又は税務住民課税務室へお問い合わせください。